

17. 男女共同参画社会推進委員会からの お知らせ

研究集会等で託児を利用する場合や託児施設を設置する場合は、科研費の直接経費から支出することができるようになりました。

詳しくは JSPS のウェブサイト

<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/>
の「科研費 FAQ」の「Q4477」や「5-(2)育児休業等取得に伴う手続」などをご参照ください。

(委員長 柏原賢二 記)